

要望書・意見書など

2010年2月12日

Green Technology Package Program の提案 (概略版)

日本知的財産協会 環境技術パッケージ提案タスクフォース

気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）によると、先進国（UNFCCC 附属書II 締結国）は、途上国（同非附属書I 締約国）に対して環境技術の技術移転・普及を促進する義務を負っている。しかし、一部の途上国からは、これに関する技術移転が進んでいないという主張がなされており、環境技術の移転を促進する方法が締結国間会議交渉における重要な議論の一つとなっている。

京都議定書では、先進国から途上国に技術や資金の支援を促す制度として、クリーン開発メカニズム（CDM）が規定されており、2009年12月現在で約1,900件のプロジェクトが登録されている。一方、CDMを利用しない支援も、インフラの設置等のモデル事業の実施や削減プロジェクト形成といった方法により日本等各先進国が行っている。それらの支援に用いられている技術に関する知財の取り扱いは、技術保有者である企業等の個別判断に委ねられている。従って、支援先が当該知財のライセンスを希望する場合、技術保有者（ライセンサー）と支援先（ライセンシー）とでライセンス契約を締結することになるが、その際に課題となるのは、契約交渉の困難さや、ライセンシーの支払い能力や契約履行に対する懸念が存在することである。また、ライセンス技術を実施するにはライセンシーにある程度の技術力が必要であり、ライセンサーによる技術指導を得ないと実施できない場合も多い。さらに、一部の途上国は環境技術に関する知財権を先進国が保有していることが途上国における普及の障害の原因であるとして、先進国にその開放を求めている。

そこで、途上国に対する技術移転を促進するための新たな枠組み、つまり途上国と先進国が環境技術を安心して提供・導入するための新たな枠組みの可能性について、検討を行い、一スキーム案を纏めたものが Green Technology Package Program (GTPP) である。

途上国が環境技術を導入しようとする場合、技術の内容、技術の保有者、類似技術との比較、導入の可否や条件、技術指導の有無といったライセンスに関する情報がなければ、その検討を進めることは難しい。しかし、技術保有者は自己の技術を独自に管理していることが多く、今日の社会の膨大な情報の中に紛れこんでいることが少なくない。これを解決するためには、先進国が保有する有用な環境技術であって途上国に提供可能な技術を第三者機関等が一元管理して情報提供する仕組みが有効と考えられる。

現在、日本企業等が有し、第三者にその使用を可能とする特許技術を紹介する仕組みとして、a)持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によるエコパテントコモンズ

や、b) (独) 工業所有権情報・研修館（INPIT）の特許流通データベース等があり、環境技術を集約し紹介する仕組みとしては、c)世界省エネルギー等ビジネス推進協議会による「国際展開技術集」や、d) (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「技術移転ガイドブック」等があり、これらは全てウェブサイトで閲覧可能である。しかしながら、掲載された技術をどの様にして途上国に移転し普及させるのかが示されている仕組みは存在しないようである。エコパテントコモンズや特許流通データベースについては、そのライセンス対象が特許それ自体に限定されており、前述の通り特許技術の実施には導入側にある程度の技術力を要求する場合が多いことから、途上国において許諾された特許のみで事業化できる当事者は限られると考えられるため、当該技術を途上国に普及させるツールとなり難い。また、前述したその他の仕組みは、当該技術保有者の製品やサービスを通して環境技術を提供することを前提にしており、これらもライセンスを伴う環境技術の移転を促進するツールとはい難い。また、導入側の観点では、同一目的の製品や技術が同じ基準で比較されていないため、どの製品や技術が自己に最適であるかの判断が困難である。

そこで GTPPにおいては、途上国への技術移転・普及を促進するために次のような役割を担うことが特徴となる。

- ①技術導入側がその導入メリットを理解し易い様に、GTPPに基づき提供可能な環境技術について、各技術の特徴、用いられる特許の情報、他の技術との比較情報、提供条件、モデル契約等を纏めたウェブサイト上等のデータベースにて展開する（秘密性の高い情報については、秘密保持契約の締結後個別に提供する場合も有り得る）。
- ②導入側の能力に応じ、必要な特許、ノウハウ、人的役務、及び/又は部材等を技術提供側の可能な範囲においてパッケージで提供可能とする。これは、前述の様に特許の実施許諾のみでは目的とする環境技術の実施が困難な場合も多いため、関連するノウハウのライセンス、技術指導、事業化のためのコンサルティング、当該国において入手困難な部品・材料の提供、普及のためのインフラ整備支援等を行うことも可能とすることにより、途上国での当該特許の実施が可能となり、環境技術の導入や普及を促進すると考えられるためである。
- ③技術提供側と導入側とのコーディネーター役として、ときにはアドバイザーとして提供側及び導入側双方から独立しつつ公正な立場での交渉の仲介又はアドバイス等を行い、相対取引を促進する役割を担う。
- ④GTPPに基づく技術移転について、技術提供側や導入側に対して、CDMの利用、政府による排出権買取・優遇税制の利用、環境関連の各種基金やODAの活用手続き等を支援する。これにより、取引における共通の課題である交渉面や資金面・支払い面での課題を解決し、環境分野の技術移転・支援をより円滑に安心して行うことができるようになることが期待される。
- ⑤GTPPに基づく技術移転について、各国のライセンス規制を適用除外とする働きかけを行う。

⑥知財侵害保険、その他の技術移転の際に有用となるツールを作り、その利用を促進する。

なお、運営主体としては、UNFCCC や世界知的所有権機関（WIPO）の下部組織といった公平性とオーソリティを確保できる組織が望ましいと考える。そのサービス提供においては、無償での提供には限界があることから、技術移転により導入側が支払うべき対価の一部を役務対価として補填することも検討可能と考える。

技術保有者が技術移転可能とする環境技術については、それら技術が先進国のみならず温暖化ガス削減効果のより大きい途上国を中心とした世界において活用されることにより、地球規模の温暖化対策としての低炭素社会の構築に向けた取り組みに大きく貢献することとなる。またかつて日本を始めとする先進国が生み出し活用してきた技術やノウハウが、途上国において再びビジネスとして展開・活用されることにより、更なる世界規模の経済的な効果も得られる可能性がある。特に、中小企業では、技術移転することを望んでいる技術を保有していても、自社の力のみで途上国に移転することは難しい場合も多くみられるが、GTPP の様な取り組みがあれば、技術移転が可能となる場合も出てこよう。

本タスクフォースにおいては、知的財産を伴う環境技術移転の問題について、主に①必要に応じて特許、ノウハウ、人的役務、及び/又は部材等を提供可能な範囲内でパッケージ化することを基本として技術移転を行うことによるビジネスチャンスの拡大可能性、及び②技術移転の双方の当事者にとってより資するものとして取り入れ得る方策、の両側面から検討を行った。なお、現段階では、GTPP はあくまでも新たな枠組みとして考え得る一案であって、当協会会員企業個々の技術移転に関する方針・戦略を反映しているものではないが、当協会としては、今後このような枠組みの利用に関心を有する企業において、特に環境に関する技術移転を行うにあたって検討対象となりうる効果的な技術移転の方策とすべく、今後当協会内外からの意見も十分に反映し、更なる検討を進め、早期に具現化していく所存である。効果的な環境分野の技術移転の方策について、今後も継続的に検討がなされる上で、本提案がその一助となることを期待する。

以上